

北海道

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		7.5E-3	4.3E-1	1.3E+1	13.5
64	エトフェンプロックス	2.7E+1	5.8E+0	2.6E+1	1.2E+1	70.4
117	テブコナゾール				1.6E+0	1.6
139	トラロメトリン			4.2E+0	1.1E+0	5.3
140	フェンプロパトリン			3.2E+0		3.2
153	テトラメトリン	2.4E+2	7.1E+0	2.5E+2	5.4E-2	505.2
181	ジクロロベンゼン	5.3E+2	1.6E+2			693.0
225	トリクロルホン		5.7E+0			5.7
251	フェニトロチオン		1.1E+2	3.8E+0		115.8
252	フェンチオン	6.0E+0	4.5E+1	6.0E+0		56.8
256	デカン酸				1.3E+0	1.3
350	ペルメトリン	5.4E+1	3.3E+1	3.5E+1	3.0E+1	152.0
405	ほう素化合物		9.0E-2	6.1E+1	1.1E+0	62.5
427	カルバリル			2.0E+2		202.1
428	フェノプカルブ			2.1E+1	7.8E+1	98.4
457	ジクロルボス	1.0E+2	5.0E+2			608.2
合 計		9.7E+2	8.7E+2	6.2E+2	1.4E+2	2595.1

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等